

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

島根県をはじめとする地方自治体は、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められている。さらに、新型コロナウイルスや近年多発している大規模災害への対応も迫られている。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。このため、2023 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、財源の確保がなされるよう、次の項目について実現を求める。

### 記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災、環境、地域交通、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めた地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 新型コロナウイルス感染症対応に当たる保健所体制の強化や、経済対策など新型コロナウイルス対応事業を実施するための十分な財政措置を講じること。また、地方単独事業分を含めた社会保障経費の確保や、地域経済の活性化の着実な実施を図るための十分な財政措置を講じること。
3. デジタル・ガバメント化における自治体情報システムの標準化・共通化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を十分に保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、必要な財政措置を講じること。
4. 森林環境譲与税の譲与基準については、税の目的を達成するため、地方団体と協議を行い、私有林人工林面積の割合をより重視するなど、森林資源の多い地方自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
5. 地方税の偏在是正のため、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るなど、抜本的な対策を講じること。また、地方交付税の原資の確保については、地方の財政需要に応じて、地方交付税法定率の引き上げにより確保すべきであり、臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月21日

島根県議会

## すべてのケア労働者の賃上げを求める意見書

2年以上続くコロナ禍のもと、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くケア労働者が社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役割に見合った処遇ではないことがマスコミにも取り上げられるようになった。そうしたなか、岸田政権は先の総選挙前に、看護、介護、保育などのケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、2022年2月から9月まで、介護・保育などでは月額9000円、看護は月額4000円の処遇改善事業が実施された。しかし、引き上げ額が低いことに加え、補助金の対象職種・事業が限定的であったことから、抜本的な改善とは言えず、現場で働く労働者には失望感が漂っている。政府は、10月以降の改善について、診療報酬・介護報酬・公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応すると一般会計で予算を計上した。しかし、看護では引き続き、対象が限定的であること、引き上げ額が低すぎることなど処遇改善事業での問題点はそのまま残っている。少なくとも、すべてのケア労働者を対象とすること、ケア労働者の全産業平均との格差是正、抜本的な引き上げ、職員配置基準の抜本的な見直しなどとともに、確実に賃上げに結びつく制度へとさらなる充実が不可欠である。長引くコロナ禍のもと奮闘しているすべてのケア労働者の処遇が改善されるよう、我が国のケアサービスの向上に資するため、必要な措置を講ずることを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

### 記

- 1 政府は、すべてのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。
- 2 政府は、抜本的な引き上げが実現するよう単価を引き上げること。
- 3 政府は、医療・看護・介護・保育などのケア労働者の職員配置基準を大幅に増員すること。
- 4 政府は、自治体で働くケア労働者の賃上げが確実に実施できるよう地方交付税を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月21日

島根県議会

## 農業の生産資材等高騰に対する意見書

コロナ禍からの世界的な経済回復や物流の混乱に加え、ロシアのウクライナ侵略等により、肥料・飼料等の価格高騰が続いており、先行きも不透明な状況である。特に飼料価格は前年に比べて2割以上上昇しており、生産コストに占める飼料費の割合が4～6割と高いことから収益性が大きく低下し、廃業を検討する、あるいは既に廃業した畜産農家も出てくるなど、危機的な状況にある。また、肥料については、令和4年5月31日にJA全農が秋作の肥料価格を公表し、春作と比べ、尿素、塩化カリが2倍近く上昇するなど、大幅な値上げとなっている。農業生産に欠かすことのできない肥料価格の上昇により生産コスト増加は避けられず、多くの農業者の経営悪化が懸念される。さらにウクライナ情勢の先行きが不透明なことなどから、肥料原料の調達そのものも心配される状況である。こうした資材価格の上昇だけでなく、雇用労働力の不足や、最低賃金の引き上げにより人件費も上昇しており、価格転嫁が進まない現状にあって、資材費の高騰との二重苦にある。ついては、国内の農業生産を守り、国民の食と健康を維持していくため、以下について要請する。

### 記

1. 配合飼料価格の高騰が長期化しても畜産経営が継続できるよう、セーフティーネット対策を拡充するとともに、粗飼料の安定調達に向けた支援を行うこと。
2. 肥料価格のセーフティーネット対策を創設するとともに、安定調達に向けた支援を行うこと。
3. 食料の安定確保に関する消費者の理解を進めるとともに、人件費などの生産コストが上昇しても再生産が可能な価格形成の実現に向けた取組を行うこと。
4. 小麦など輸入農産物の価格が上昇するなど、食料調達の不透明感が増しており、長期的に消費者に食料を安定的に供給するという観点から、国内の農業生産基盤の強化に向けて必要な取組を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月21日

島根県議会